

## 学会専門医の次期更新申請について

学会専門医の次期更新申請は日本専門医機構専門医の更新申請を行うことが原則です。  
詳細は、下記 URL をご確認ください。

<関連 URL>

●日本専門医機構麻酔科専門医事前審査に関する内規

[https://anesth.or.jp/files/pdf/53\\_kikou-senmoni-jizen\\_20200529.pdf](https://anesth.or.jp/files/pdf/53_kikou-senmoni-jizen_20200529.pdf)

●機構専門医 更新申請

[https://anesth.or.jp/users/member/certificate\\_information/mechanism\\_update](https://anesth.or.jp/users/member/certificate_information/mechanism_update)

<機構専門医の更新単位不足、就業条件を満たさない場合>

従来の学会専門医更新の要件で申請した時、審査会で認められれば、2023年度申請に該当する方まで学会専門医として更新が可能です。2024年度から2028年度が次回の更新申請年度にあたる方は、学会専門医の延長資格を得た方のみ専門医資格の認定期間が5年間延長されます。延長資格が得られない場合は、学会専門医を喪失します。その後、専門医を再度取得するためには、機構専門医を目指した機構専門医再認定申請が必要となります。

★従来からのご案内（下記）に関する変更について

- 
- ①「学会専門医」の認定期間は2023年度迄となりますため、それまでに機構専門医更新を行ってください。
  - ②過去に1回以上、学会専門医の更新歴がある方に限り、要件を満たし次第、現在の認定期間が終了する前に機構専門医への更新申請が可能です。
-

## 変更①

従来のご説明では、「学会専門医」の認定期間は2023年度迄となりますため、それまでに機構専門医への移行更新をお願いしておりましたが、その期限を来年度に控え、機構専門医への移行が事実上困難となる学会専門医のために、機構専門医の取得を目指して学会専門医の認定期間を延長する措置を新たに設けました。

原則として、通例の更新申請は、機構専門医としての更新を目指していただく点に変わりはありませんが、事情により機構更新ができない場合は、学会専門医の延長に必要な機構単位を取得し学会専門医の延長資格を取得してください。この延長期間内であれば、機構専門医の更新要件を満たした年度に更新申請ができます（毎年度申請可、有効期限5年）。ただし、この延長処置は一回限り認められ、有効期限以内に機構専門医へ移行申請ができない場合は、学会専門医喪失となります点にご注意ください。

### <2022年度および2023年度に更新を迎える方、申請準備中の方へ>

現在、機構側と従来の前倒し申請を認めて頂くよう要望、調整中です。結果が分かり次第ご連絡、本ページの記載を更新致します。

尚、原則として2023年度に実質的な学会専門医制度終了に向け、機構専門医更新を準備されていたかと存じますので、そのまま機構専門医を目指した更新申請準備をお願いします。

機構側の最終判断にもよりますが、仮に機構専門医の審査が不合格であっても申請にあたり審査部会で学会専門医の延長申請に必要な機構単位が確認できた方は学会専門医延長資格を認める、あるいは学会専門医としての更新を認める方針です。5年の延長期間内に機構専門医更新の資格を取得し機構専門医へ移行申請ください。

2024年度以降に更新を迎える方で機構専門医への移行要件を満たせない方は、実質的な学会専門医制度の終了を迎える2028年度までに学会専門医として5年の更新期間が不足するため、単なる学会専門医としての更新はできません。必ず学会専門医の延長に必要な機構単位を取得し学会専門医の延長資格を取得してください。

以上の学会専門医の延長措置は、あくまで機構専門医への移行が困難となる方への救済であり、2029年度に延長開始の方（2033年度までの5年間）が最終となります。

## 変更②

機構専門医更新条件のうち、学会専門医更新後はその経過年数に関わらず、認定期間終了までは毎年度申請できる旨でご案内しておりました。こちらは日本専門医機構からの認可を得たことに基づいて案内を行ったものです。

2021年度の機構専門医更新申請の申請期間が終わった後の時期に、日本専門医機構より上記の更新条件として、今後は学会専門医更新後より5年後のみしか認めないという通知がございました。

交渉を重ねた結果、2021年度分申請は認めるという回答を日本専門医機構より頂きましたが、2022年度以降の申請分は認められないという回答を得ております。

こちらに対し、当学会では2022年度以降の申請分を認めていただくための対応を引き続き取っている現状です。

会員の皆様にはご迷惑とご心配をおかけいたしますが、最終結果につきましては改めて当学会のホームページなどを通じてご案内させていただきます。

<学会専門医更新の申請要件ならびに学会専門医の延長資格の要件>

\*申請は機構専門医の申請に準じて申請ください。審査にて機構専門医審査は不合格であっても学会専門医審査基準あるいは学会専門医延長基準に合格した方には、各々の資格ありとの通知を行います。

### 学会専門医更新申請について

<申請要件>

- (1)現に専門医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること
- (2)専門医の資格を取得後、主たる業務として引き続き週3日以上の麻酔科関連業務への従事があること
- (3)更新申請する年の5年前の4月1日から更新申請する年の3月31日までの間に、所定の研究実績があること

(次ページに続く)

<研究実績>

必要単位実績：8単位

\*この内、4単位は以下の実績を含めること。

- ①日本麻酔科学会が主催する年次学術集会への参加（必須）…3単位
- ②日本麻酔科学会が主催する学術集会等への参加日本麻酔科学会が主催する学術集会等での発表

日本麻酔科学会の機関誌、準機関誌への発表いずれかによる1単位不足する単位は単位表に掲げる学術集会への参加ならびに発表、および学術出版物への発表による実績を加算すること。

**学会専門医の延長申請について**

<申請要件>

- (1)現に専門医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること
- (2)専門医の資格を取得後、主たる業務として引き続き週3日以上の麻酔科関連業務への従事があること
- (3)更新申請する年の5年前の4月1日から更新申請する年の3月31日までの間に、所定の研究実績があること

<研究実績>

機構専門医の更新に必要な50単位のうち最小必須単位（診療実績5単位、専門共通講習3単位、麻酔科領域講習15単位、学術業績・診療以外の活動実績6単位）の合計29単位が必要

※最小必須単位の要件詳細は「機構専門医更新 申請要件・必要単位」をご確認ください。

【機構専門医更新 申請要件・必要単位】

[https://anesth.or.jp/files/pdf/kikou\\_shinsei\\_yoken\\_20190802.pdf](https://anesth.or.jp/files/pdf/kikou_shinsei_yoken_20190802.pdf)

単位表は「各種認定情報・資格申請」ページの「単位表一覧」をご参照ください。

【各種認定情報・資格申請】

[https://anesth.or.jp/users/member/certificate\\_information/about](https://anesth.or.jp/users/member/certificate_information/about)

単位表に掲げられている学術集会、学術出版物等に発表したときは、以下に記載する単位を算定できます。

<2019年度までの取得単位>

- ・筆頭発表者は単位表に掲げる単位をそのまま取得できます。
- ・筆頭発表者以外の発表者の単位は、単位表に掲げる単位を筆頭発表者を含む発表者全員の数で割った数値（小数点以下第3位を四捨五入）とします。

<2020年度以降の取得単位>

- ・筆頭演者と第2共同演者のみ単位表記載の単位数が算定できます。
- ・第2共同演者：抄録の筆頭演者の隣に記載されている演者
- ・第3共同演者以降の単位は算定できません。

※論文・著書の単位は共同著者全員が単位表の共同著者単位を算定可能です。

<提出書類>

- 1) 麻酔科専門医更新認定申請 提出必要書類送付書
  - 2) 職務経歴書：申請する年の5年前の4月1日から申請現在
  - 3) 麻酔経歴書：申請する年の5年前の4月1日から申請現在
  - 4) 臨床実績報告書：申請する年の5年前の4月1日から申請年の3月31日まで
  - 5) 各種実績目録：申請する年の5年前の4月1日から申請年の3月31日まで
- 下記必要に応じて
- 6) 理由書
  - 7) 休暇証明書
  - 8) 研究証明書類
  - 9) 実績証明書類

<審査料> 30,000円（税別）

<登録料> 10,000円（税別）